

市内事業者応援金 よくあるお問い合わせ(Q&A)

申請方法等について

Q. 申請書はどこで入手できますか？

昭島市ホームページからダウンロードしてご利用下さい。紙の申請書は、昭島市役所2階産業
A. 活性課、東部出張所、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンター、あいぼっく、勤
労商工市民センターで配布しています。

Q. 受付期間は？

A. 令和2年10月31日(土)(消印有効)までとなります。

Q. 申請方法は？

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いしております。

Q. 応援金はいつ受け取れますか？

A. 書類に不備等がなければ、申請書類受理後概ね2週間程度で申請書に記載の口座へ支援金
を振り込む予定です。

昭島市で実施している他の事業者支援との併給について

Q. 昭島市感染拡大防止協力金との併給はできますか？

同協力金の支給を受けた方は対象外または減額となります。
A. 同協力金として20万円の支給を受けた方は、市内事業者応援金の受給はできません。
同協力金として5万円の支給を受けた方は、市内事業者応援金の受給は5万円となります。

Q. 市内事業者応援金の対象が拡大される前に、対象要件①で、市内事業者応援金として10万
円を受給しました。対象要件③にも当てはまります。もう一度申請できますか？

A. 市内事業者応援金は、対象要件①②③の複数に該当する場合も、1事業者1回に限ります。
すでに1回支給していますので、申請できません。

Q. 昭島市中小企業等家賃支援金との併給はできますか？

A. 可能です。減額ありません。

対象要件①②「セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証」の対象者について

Q. セーフティネット保証4号の認定を他の市町村で受け、民間金融機関の融資を受けました。対
象となりますか？

A. 対象となりません。昭島市で認定したセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を利用し
て、民間金融機関の融資を受けた事業者が対象です。

Q. セーフティネット保証5号の認定を昭島市で受けましたが、認定申請書に記載の減少率は
16%でした。対象となりますか？

A. 対象となりません。認定申請書に記載された売上高等の減少率(実績)が20%以上の事業者
が対象です。

Q. 昭島市の緊急事業資金融資あっせん制度で融資を受けました。対象となりますか？

昭島市の事業資金融資あっせん制度(緊急対策事業資金融資あっせん制度、小口事業資金
A. 融資あっせん制度、中小企業事業資金融資あっせん制度)は対象になりません。東京信用保
証協会が発行した「信用保証決定のお知らせ」に記載の「制度」が「市(昭島)」「昭島小口」と
なっている場合は、対象外です。

市内事業者応援金 よくあるお問い合わせ(Q&A)

対象要件③「令和2年4月または5月の売上高等減少」の対象者について

Q. 中小企業者及び個人事業主とはどんな要件ですか？

A. 主たる業種ごとに、資本金、従業員数の要件が規定されています。

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
医業(上記4事業を除く)	-	300人以下

※法人の場合は資本金または従業員数のいずれか一方、個人の場合は従業員数の要件を満たす必要があります。

※特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる業種とするものは50人、卸売業またはサービス業を主たる業種とするものは100人)以下のものも対象です。

Q. 業種の指定はありますか？

指定業種はありませんが、以下の場合は、対象外となります。

- 暴力団または暴力団員等でない
- A. ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではない
- 宗教上の組織若しくは団体ではない など

Q. 申請日時時点で廃業している場合は対象になりますか？

A. 対象外となります。

Q. 一時休業していますが、対象になりますか？

A. 一時休業中でも、今後も事業を継続する意向である場合は対象となります。

Q. 複数店舗の経営で、売上高等の要件を1店舗では満たしていますが、事業者(会社)全体では満たしていない場合、対象になりますか？

A. 事業者(会社)全体で売上高等の要件に該当する必要があります。

Q. 令和2年4月1日以降に創業したが、対象となりますか？

A. 対象となりません。

Q. 令和2年4月1日以降に昭島市に引っ越してきた個人事業主ですが、対象となりますか？

A. 令和2年3月31日以前から昭島市内に事業所がある場合は、対象となります。
事業所が昭島市外の場合は対象となりません。

特例：創業1年未満の場合等、前年比較が適当でない場合の減少率の求め方について (対象要件③)

Q. この特例は、どんな場合に対象になりますか？

- 1)創業から1年未満である場合
- A. 2)前年における店舗の拡大、事業の拡大等により売上高等の前年比較が適当でない場合などです。

Q. 前年同月ではなく、いつの月の売上高等と比較すればいいですか？

- 創業以降、店舗の拡大以降、または、事業の拡大以降から令和2年4月以前のいずれか任意の月と比較してください。
- A. この特例を利用し、減少率を求める場合は、上記1)または2)の根拠となる資料を、追加で提出してください。